

# 困つたなあ

に答えます！

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## Q 家業の後継者を実子にすると 養子の長男をどうすれば…

誠に勝手なご相談で、恥ずかしい限りなのです。

私は、亡父が始めた工務店を継ぎ、今年無事に還暦を迎えた。店はおかげさまでそれなりに回っていますが、頭が痛いのが後継者のことです。

息子が2人います。上は23歳で下はまだ10歳。30歳の時に親の勧めで、当時22歳の妻と結婚しましたが、子供ができません。きれいに諦め、遠い親類の家から、当時3歳の長男を養子にもらい受けました。一人っ子なので夫婦で大事に育てていたのですが、妻が42歳の時にまさかの

妊娠をし、次男が生まれました。

実子が生まれてみると、孫のような年齢でもあり、もうかわいくて仕方がない。長男も複雑だつただろうと思います。本来なら、家業を継ぐべく大学は工学部に進ませたのですが、本人は文系に行きたいため、高校時代も無理には勧めませんでした。今は通信系の会社で働いて、後継者は次男にせざるを

いため息が出るようなお話ですね。いわば運命のいたずらで、皆の運命が変転してしまった。とくに長男さんはとても気の毒に感じます。

まさかの妊娠出産がなければ、後継者は一人なので、本人も自覚して工学部に進んだだろうし、ご相談者も必死でそう仕向かたことでしょう。そこでなかつたこと自体、すでに実子に繰がせたいと思つておられたのでしょうか。

人にはそれぞれ向き不向きがあります。兄が家業を継がず弟あるいは娘婿が継ぐのは普通にあるし、家族の誰もが向いてないれば、役員など他人に売却するといったケースも多いので、後継者問題が直ちに離縁に結び付くということにはならないのだ

うと思います。ただそれを契機に、親子の関係でいるのが互いに辛い、意味がないということがあれば離縁せざるをえないのでしょうか。

養子といつても、特別養子ではないのですよね？ 特別養子の離縁は、養親の虐待などを理

由に子側から家裁へ請求する場合しか認められていません。対して、普通の養子縁組であれば、長男さんは15歳以上なので、互に話し合いで協議離縁をすることができます（民法811条）。

相手がこれに応じない場合、裁判にしてまで離縁できるかといえば、できません。裁判離縁は、どちらかの「惡意の遺棄」「3年以上の生死不明」「その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき」のいずれかに限られています（同814条）。

離縁すれば子は元の氏に戻る



えないのですが、まだ10歳なので、この先20年、私は元気で働くかないといけません。しかし長男をどうしたらよいものか、妻とも思いを巡らせています。離婚ならぬ離縁をすればよいのでしょうかが、こちらの都合なので、それも薄情ではあるし、かといえこのまま居てもらつても、本人も辛いと思います。

もして、妻の氏にする方が勤め人としては穩便かもしれません。遠い親類のことですが、実父母との関係はどうなっていますか？ 実の兄弟との付き合いはありますか？ いずれにせよ酷な話なので、慎重の上にも慎重になさつてください。間に立ってくれる誠実な方はおられますか？ もちろん相応の金銭は渡さなければいけません。相続になれば長男さんには8分の1の遺留分はあるので、それを目安にされるのもよいと思います。誠意を尽くして、円満な解決に至れるよう祈っています。